



中国における悪意訴訟の 現状と対策について

北京路浩国際特許事務所

26.06.11

目次

- 1 知的財産悪意訴訟の現状と動向
- 2 知的財産悪意訴訟の認定要件
- 3 近年の典型的な事例の紹介
- 4 悪意訴訟の法的結果と責任の帰責
- 5 悪意訴訟に対応する実務的対応策

1、知的財産悪意訴訟の現状と動向

■ 事件数が顕著に増加している

- 最高人民法院が2011年に「民事事件案由規定」を改正した際、「悪意による知的財産権侵害訴訟の提起に係る損害賠償責任紛争」という独立した法定の案由を新たに追加した。
- 最高人民法院のデータによると、全国の法院が受理した「悪意による知的財産権侵害訴訟の提起に係る損害賠償責任紛争」の第一審事件数は、2022年の74件から2023年の152件に増加し、105.41%増となった。また、2025年は前年比34.29%増加した。
- 最高人民法院知的財産権法庭が設立されてからの7年間で、悪意訴訟を構成すると認定した事件は8件、司法処罰を下した事件は13件、違法の手がかりを移送したのは17件である。

■ 司法政策の指針が日増しに明確になっている

- 2025年11月、最高人民法院が知的財産権をめぐる悪意訴訟の典型的な事例5件を発表した。
- 2026年2月、最高人民法院は「福建恒某公司VS泉州日某機器公司、悪意による知的財産権侵害訴訟の提起に係る損害賠償責任紛争事件」を指導性案例として発表し、悪意訴訟の認定基準と構成要件をさらに明確にした。
- 最高人民法院知的財産権法庭は、「何人も不法行為によって利益を得てはならない」および「不誠実な者が利益を得ることを許さない」という司法理念を堅持し、不法行為者に重い代償を払わせるとともに、当事者が誠実に権利を行使するよう導くことを明確に提出した。

2、知的財産悪意訴訟の認定要件

■ 悪意訴訟の構成要件

最高人民法院指導性案例第278号の裁判要旨：

1. 提起された訴訟は明らかに権利基礎または事実根拠を欠いている（客観的行為要件）
2. 訴訟人（原告）はこれを明知していた（主観的過失要件）
3. 他人に損害を与えた（損害結果要件）
4. 提起された訴訟と損害結果との間に因果関係が存在する（因果関係要件）

総合的な判断においては、訴訟に権利基礎や事実根拠が欠如しているか否かを審査するほか、原告の訴訟請求、提訴のタイミング、訴訟リスク、訴訟戦略、当事者間の利益の不均衡を引き起こす程度などの要素も考慮すべきである。

■ 合法的な権利行使と悪意ある訴訟の境界を区別する

最高人民法院知的財産権法庭：適法な権利行使と悪意ある訴訟を区別する際の鍵は、

客観的側面：訴訟に権利基礎や事実根拠が欠如しているか否か

主観的側面：当事者の提訴目的が、他人に損害を与えることにあるのか、それとも自身の正当な権益を守ることにあるのか

上記の両者は密接に関連しており、事件の具体的な状況に基づいて総合的に判断する必要がある。同時に、民事訴訟は当事者が権利を守るための重要な手段であり、権利行使行為に対して過度に厳しく非難すべきではない。悪意ある訴訟の認定は厳格かつ慎重に行うべきであり、「認定すべきものは的確に認定する」ことを目指しつつ、「誤った認定をしないように」することもより一層重要である。

3、近年の典型的な事例の紹介

■ 事例1：「ドライブレコーダー」に関する専利悪意訴訟事件 — (2023) 最高法知民終869号

➤ 事件概要

A社はOEMの過程でB社のために6件の専利に対応する設計案を完成させ、これらの専利を甲または乙の名義で出願・登録をした後、全てをC社に譲渡した。B社がその後D社にOEMを依頼したところ、C社はD社を被告として18件の専利権侵害訴訟を提起したが、いずれも勝訴しなかった。

➤ 核心的な認定

最高人民法院担当の二審では、係争中の6件の専利に係る技術方案は、A社がB社のために行った設計であると認定された。C社は、そのうちの4件の専利が無効宣告されるべきことを認識しながら、また、残りの2件の専利に係る設計案についてはB社およびD社がそれを使用する権利を有することを知りながら、B社がOEM先を変更した後に継続して訴訟を提起した。これは司法制度を利用して競合他社を打撃する意図であり、明らかな主観的悪意があり、権利の濫用行為に該当する。

B社はかつてD社に購入発注書を送付したが、D社は訴訟に巻き込まれたことを理由にこれを拒否しており、この点とC社の提訴行為との間には明らかな因果関係が存在する。

➤ 裁判結果

二審で一審判決を変更し、C社らに対し、D社に経済的損失100万元を賠償するよう命じた。

■ 事例2：「混合装置」に関する実用新案権侵害の悪意訴訟事件 — (2023) 最高法知民終2044号

➤ 事件概要

A社はB社の上場過程において、B社がA社の「混合装置」専利を侵害したとして訴訟を提起し、2300万元の賠償を請求した。提訴の前、A社は係争専利について専利権評価報告書を申請していたが、当該報告書は係争専利が専利権付与要件を満たさない（進歩性欠如）ことを明確に指摘していたにもかかわらず、A社は当該報告書を法院に提出しなかった。

➤ 核心的な認定

被疑侵害技術方案は専利技術方案と明らかな差異があり、専利権の保護範囲に属していない。被疑侵害品の成品タンクは、B社の全体的な生産システムの一部品にすぎず、価値として占める割合は低い。にもかかわらず、A社はB社の上場タイミングに合わせて極めて不合理な高額賠償請求を行った。A社は知的財産権を利用した悪意訴訟により、B社の上場に不利な影響を与えようとしたものであり、明らかな主観的悪意を持っている。知的財産権紛争の存在が企業の上場プロセスに影響を及ぼす可能性があるため、B社は上場審査における訴訟情報開示義務を負うこととなり、上場プロセスを一時停止せざるを得なかった。

➤ 裁判結果

A社が悪意訴訟を構成すると認定し、損害賠償および謝罪・影響の除去を命じた。

■ 事例3：「ガイドレール」に関する実用新案権の悪意訴訟事件 — (2022) 最高法知民終2586号

▶ 事件概要

広東省のある会社は、中山市のある工場に対し、ある実用新案の完全な技術方案を含む図面を提供し、図面に従ってサンプルを製造したらそれを購入すると約束した。注文が届いた直後に訴状が届く—その広東省の会社は直ちに中山市の工場に対し専利権侵害訴訟を提起すると同時に、中山市の工場の顧客に対し侵害警告書を送付した。

▶ 核心的な認定

広東省の会社が中山市の工場が既に侵害しているまたは侵害しようとしている証拠がないにもかかわらず、同工場に製品を製造・販売させ、その製品を侵害証拠として訴訟を提起したこと、当該訴訟における侵害事実が明らかに成立し難い状況で高額な賠償金を主張し財産保全を申請したこと、侵害訴訟が未結審の段階で証拠収集行為に重大な欠陥があり敗訴のリスクが大きいことを知りながら中山市の工場の顧客に侵害警告書を送付したことなどを総合的に考慮し、広東省の会社に悪意があると認定し、その行為は正当な権利行使の合理的な限度を明らかに超えており、訴訟を通じて競争相手を妨害・影響・圧迫する違法な目的を有するものと認定した。

▶ 裁判結果

広東省の会社に対し、中山市の工場に経済的損失を賠償するよう判決を下した。

■ 事例4：「宇樹（ユニツリー）ロボット犬」悪意訴訟事件 — （2026）最高法知民終96号

➤ 事件概要

2025年6月25日、杭州露韋美日化有限公司（以下「露韋美公司」という）は関連会社から「電子犬」の発明特許を取得した。わずか5日後、露韋美公司是宇樹科技（ユニツリーテクノロジー）のGo2ロボット犬が当該発明特許を侵害したとして訴訟を提起した。当該事件の第一審係属中、複数のメディアが宇樹科技のIPO指導登録の事実を報じた。その2か月後、露韋美公司是同一の発明特許に基づき宇樹科技のA2ロボット犬に対しても訴訟を提起した。露韋美公司の主力事業は食品、農業副産物、日用品雑貨の販売であり、ロボット犬やロボットなどのハイテク分野とは全く無関係である。その法定代表者である周氏はこれまでに20件以上の専利権侵害訴訟を提起したが、いずれも勝訴しなかった。

訴訟の過程で、露韋美公司の行為は無定見かつ極めて不誠実であった。第一審で非侵害と認定されたにもかかわらず、第二審ではまず先行判決として8000万元の賠償を請求し（請求額が16万倍に増額）、翌日には自ら賠償請求を500元に調整した。これは巨額の訴訟費用を回避しつつ相手方に訴訟上の圧力をかけることを意図したものである。

■ 事例4：「宇樹（ユニツリー）ロボット犬」悪意訴訟事件 — （2026）最高法知民終96号

➤ 核心的な認定

最高人民法院担当の第二審では、特許権者が特許権侵害訴訟を提起するにあたっては誠実信用の原則に従わなければならないと認定した。露韋美公司是、自己の主張に明らかに事実上の根拠が欠如していることを知りながら、宇樹科技に対して相次いで複数の特許権侵害訴訟を提起し、訴訟行為は無定見かつ自己矛盾しており、宇樹科技がIPOの重要な時期にあるタイミングを選んで訴訟を提起し、主観的過失は明らかであり、客観的に宇樹科技に損害を与え、双方の利益に重大な不均衡をもたらした。これは権利の濫用に当たり、悪意のある知的財産権訴訟を構成する。

➤ 裁判結果

露韋美会社が悪意訴訟を構成すると認定し、宇樹科技が主張した合理的な費用8万元を全額賠償し、かつ全ての訴訟費用を負担するよう命じた。

■ 悪意訴訟の主なタイプの整理

類型	典型的行為	典型的事例
IPO狙い撃ち型	企業のIPO重要時期に訴訟を提起し、上場審査における訴訟へのセンシティブな性質を利用して圧力をかける	事例2（混合装置） 事例4（宇樹ロボット犬）
反復濫訴型	権利基礎が失われていることを知りながら繰り返し提訴・取下げを行い、相手方の労力を消耗する	導性案例第278号
おとり誘導型	自ら図面を提供して相手方に製造を誘導し、その後侵害を理由に提訴する	事例3（ガイドレール）
OEM紛争型	OEM関係終了後、OEM期間中に形成された専利権で新OEM先を提訴する	事例1（ドライブレコーダー）
知財能力欠如型	事業範囲が訴訟に用いた専利と全く関連性がない主体が専利権を濫用して提訴する	事例4（宇樹ロボット犬）

■ 事例の共有

➤ 事件概要

河南省鄭州市のある会社は、河南省鄭州市と江蘇省南京市とのそれぞれにおいて、江蘇省のある会社を被告として実用新案権侵害訴訟を順次提起した。鄭州市中級人民法院での審理中に当該会社は訴えを取り下げたが、その後、南京市中級人民法院に再度訴訟を提起した。原告は実際には1台の被疑侵害製品のみを証拠として収集しており、当該製品の単価は8万元であるにもかかわらず、賠償請求額は300万元と主張した。

南京市中級人民法院での第一審では、被告会社の製品が実用新案権の保護範囲に属すると認定したが、原告の主張する既存技術による抗弁が成立すると判断し、最終的に非侵害と認定して原告の請求をすべて棄却した。

当該侵害訴訟の終わりにおいて、被告は係争実用新案に対して抵触出願が存在することを発見した。抵触出願の権利者はまさに原告その人である。

原告の提訴行為は、下記の悪意訴訟の構成要件を満たすことを理由にして、現在反訴の準備を進めている。

1. 提起された訴訟が権利基礎又は事実根拠を明らかに欠如している（客観的行為要件）
2. 起訴人（原告）はそのことを明知している（主観的過失要件）
3. 他人に損害を与えた（損害結果要件）
4. 提起された訴訟と損害結果との間に因果関係が存在する（因果関係要件）

4、悪意訴訟の法的結果と責任の帰責

■ 民事責任

悪意ある知的財産権侵害訴訟の提起に係る損害賠償責任は一般的な権利侵害責任に属するため、全面賠償の原則に従って侵害賠償の範囲を確定する。

賠償範囲には以下が含まれる：

- 弁護士費用、公証費用、旅費などの合理的な権利維持にかかる費用
- 財産保全による資金占用損失
- ビジネスチャンスの喪失により生じた合理的な期待利益の損失。前述のドライブレコーダー事件では、訴訟に巻き込まれたことを理由に注文を断られて失ったビジネスチャンスの損失が賠償の対象とされた
- 訴訟に対応するために提起した専利無効宣告請求の費用

■ 手続法上の効果

法院は、悪意ある訴訟の行為者に対して以下の手続法的措置を講じることができる。

- 訴訟費用の負担を重くする — 悪意ある訴訟を提起した側に、相手方の権利維持費用および全訴訟費用を負担させる。
- 司法処罰及び違法手がかりの移送 — 最高人民法院知的財産権法庭はこれまでに司法処罰13件、違法手がかりの移送17件を実施している。悪質な悪意訴訟は、虚偽訴訟罪などの刑事犯罪に問われる可能性がある。
- 通報・信用情報機関への報告などの信用制裁措置

5、悪意訴訟に対応する実務的対応策

■ 証拠の保全と固定

知的財産権侵害の警告書や訴状を受け取った際の実優先事項は、速やかに証拠を保全することである。

- ✓ 速やかな公証による証拠固定：相手方の提訴前後の関連行為（発信内容、賠償請求の主張、マスコミ宣伝など）
- ✓ 非侵害の証拠整理：被疑侵害製品の技術文書、研究開発記録、公開販売の証拠など
- ✓ 相手方の悪意を示す証拠収集：相手方の訴訟履歴（裁判文書ネットで検索可能）、専利の由来と権利基礎、賠償請求額の異常性など

■ 積極的な反訴または別訴の提起

最高人民法院知的財産権法庭は、権利者が提起した権利侵害訴訟が悪意訴訟を構成する場合、被疑侵害者は当該権利者に対して不法行為責任を追及する権利を有することを明確にしている。企業は専利権侵害の訴えを受けた後、答弁期間内に反訴を提起し、相手方が悪意訴訟を構成することを主張できる。前述の「混合装置」事件では、被告のB社が反訴を通じて自社の権益を守ることに成功している。

上場（IPO）などの重要な時期に悪意訴訟に遭った企業は、反訴に加えて、併せて非侵害確認訴訟を提起し、積極的な姿勢で自社の権益を守ることを推奨する。

■ 無効宣告手続きの提起

権利基礎が不安定な専利に対しては、無効宣告が「釜底抽薪（根本的な解決策）」となる。

宇樹ロボット犬事件では、係争発明特許は2026年3月12日、中国国家知識産権局により「専利法に規定される進歩性を有しない」として全部無効と宣告された。無効宣告申請にかかった費用は、合理的な費用として賠償請求の範囲に含めることができる。

企業は訴状を受け取った後、速やかに専利権評価報告書を取得する手続きを開始し、専利権の安定性を判断するとともに、時期を逸せず無効宣告を申請すべきである。

■ IPO期間中の知的財産リスク管理体制

企業のIPO期間中は悪意訴訟の多発期であるため、以下を推奨する。

- ✓ 事前に知的財産のデューデリジェンスとリスク評価を実施し、潜在的な知財リスクを特定する。
- ✓ 法的対応計画を策定し、訴訟に遭遇した場合に迅速に対応できる体制を整える。
- ✓ 保薦機構（主幹事証券会社）や取引所と連絡を密に保ち、訴訟の進捗を適時に開示するとともに、反訴や法的意見書を積極的に提出し、上場プロセスへの影響を軽減する。

■ 行為保全と先行判決の合理的活用

被疑侵害（不侵害）の事実が明確で、受ける損害が拡大し続けている場合には、積極的に行為保全または先行判決を申請し相手方が訴訟期間を利用して企業経営に悪影響を及ぼすのを防ぐ。

同時に、相手方による保全措置の濫用にも警戒し、誤って差し押さえられた財産については速やかに保全解除と損害賠償を申請する。



ご清聴ありがとうございました

Tel: 86-10-62113695 (日本語直通)

Fax: 86-10-62198011

Email: int@cnkip.com

URL: www.cnkip.com

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号

銀座和諧広場オフィスタワー20F